

濟定檢省部文

撰 新

校 學 範 師

書 科 教 身 修

二 卷

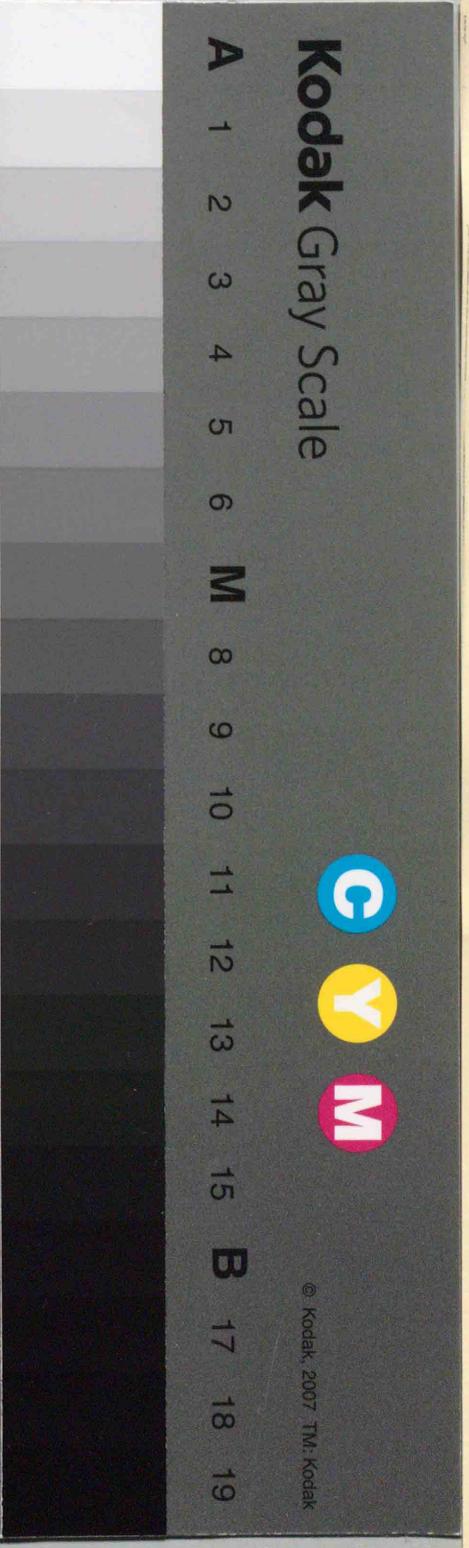
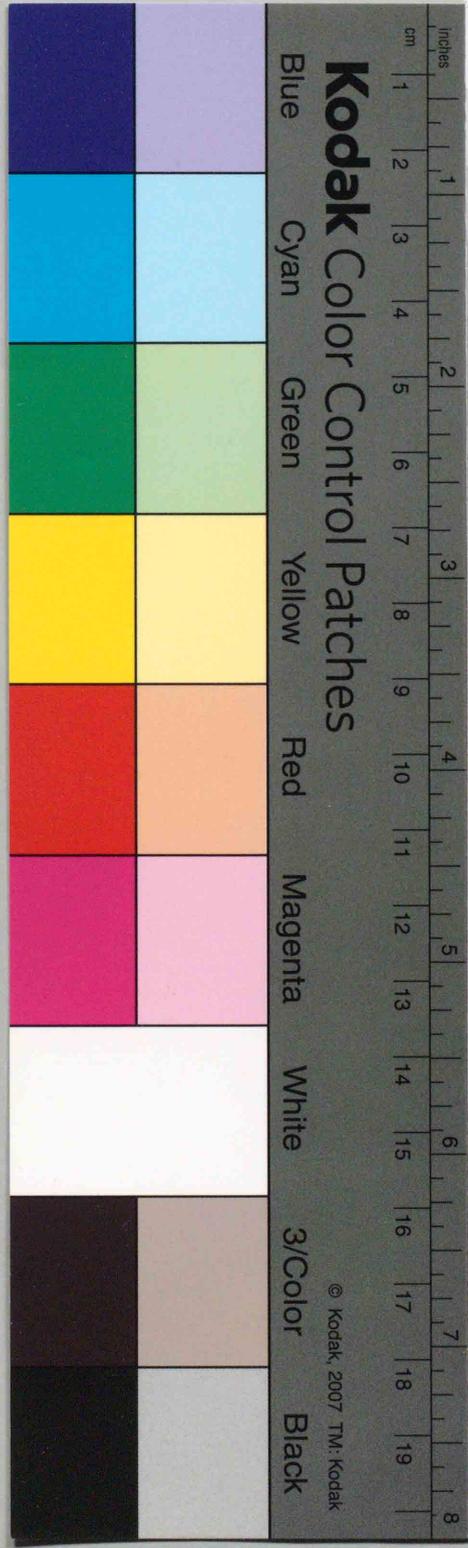
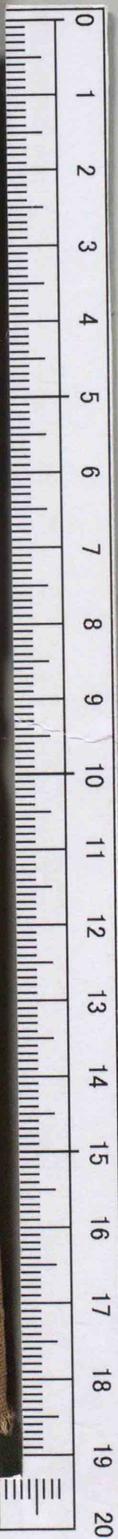
著 致 靜 田 吉 士 博 學 文



京 東

版 藏 館 文 寶

教科書文庫
4
110
51-1926
2000018050



40544

教科書文庫

4
110
51-1926
20000 18050



日六月四年五十五正大
濟定檢省部文
用科身修校學範師

教科書文庫
4
110
51-1926
2000018050

撰 新
校 學 範 師
書 科 教 身 修
二 卷

授教學大國帝京東
兼
授教學大科理文京東
士博學文
著致靜田吉

広島大学図書
2000018050


京 東
版 藏 館 文 寶

資 料 室

295.9
Y019

廣島大學圖書印



勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼
此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ
修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ
トヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ
共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日
尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實
業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ
華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ

戊跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣侯爵 桂 太郎

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作
シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサ
セラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭
示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠
ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ効果大ニ著レ以テ國家ノ
興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災
變ニ遭ヒテ憂悚交、至レリ
輓近學術益、開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻
詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セム
コトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆
國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張

ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣

伯爵 山本權兵衛

以下各大臣副署

例言

一、本書は教育に關する勅語の御旨趣と師範教育令の精神とに基づき、改正師範學校規程並に修身科教授要目に準據して、曩に公にしたる改訂師範學校修身教科書に大改修を加へ、新に編述したものである。

二、本書の敘述はなるべく簡約を旨として、大綱を記するに止めたるを以て、實際の教授に於ては、社會の狀勢と地方の事情とに顧みて、適切なる事例を擧げ、之を補説して、十分生徒の情意に訴へ、且實踐を指導せられたいものである。

三、第一卷に作法要項を抄記して入れたるは稍、其の體を爲さないやうであるが、別冊となすときは時間なき爲に往々授けざ

ることある懸念より爲したのである。
四、第四卷に於ては、道德の原理を説くに當つて稍、組織立ちたる倫理學概論の形と爲すを便なりと考へ、かゝる形式をとることにした。

大正十四年十二月

著 者 識

新撰師範學校修身教科書 卷二

目 次

第一章	戊申詔書	一
第一節	戊申詔書御下賜の由來	一
第二節	戊申詔書(一)	四
第三節	戊申詔書(二)	九
第四節	戊申詔書(三)	一九
第二章	家	三五
第一節	家及び祖先	三五

第二節	親子	三
第三節	夫婦	五
第四節	兄弟姊妹	七
第五節	親族	七
第六節	僕婢	一〇
第三章	個人と社會	一三
第一節	社會	一三
第二節	社會の種類及び其の訓練	一六
第三節	公務	一六
第四節	秩序	一六
第五節	公正	一七

第六節	公共心	一八
第七節	風習	一九
第八節	禮節	一九
第九節	信義	一九
第十節	仁愛	二〇
第十一節	人格	二二
第十二節	名譽	二八
第十三節	職業	三四

目次終



新撰師範學校修身教科書 卷二

文學博士 吉田 靜 致 著

第一章 戊申詔書

第一節 戊申詔書御下賜の由來

維新後の我が
國情

我が國は維新以來、開國進取を國是とし、世界の舞臺に活動し、全力を盡して採長補短に努め、能く短日月の間に長足の進歩を爲すに至つた。而して日清戰爭に因りて我が國の地位は次第に認め

日露戦争

られるやうになつたが、眞に我が國の實力を世界に承認せしめて一等國の班に列するを得たのは、白露戦争に因りてである。

抑、三十七八年戦役は、皇國の興廢の決する空前の大戦役であつた。されば其の局に當れると否とに論なく、上下一致協力して事に従つた。幸にして連戦連捷して大いに國威を世界に發揚したけれども、是が爲に蒙つた損失も亦頗る多く、人命三萬餘を喪ひ軍費二十餘億圓を算した。此の内、外債も十數億圓に達し、是等の莫大なる損失を恢復するには前途遼遠なるものがあつた。其の上、

戦後の國情

戦捷の結果一等國の班に列した爲に、内外に對する責任が非常に増大した。内に對しては庶政の改善擴張、新領土の經營、外に對しては國家の地位の向上に伴ふ外交上の責任の増大等是である。此の時こそ國民上下一致して奮ひ立たねばならぬ時であつた。然るに我が國民は戦勝の榮に酔ひ、小成に安んじ、樂觀的となり、奢侈贅澤に流れ、投機心盛となり、勤儉の美風は地を拂ふに至つた。而して國運の發展を圖らんが爲には、先づ國産を奨励し、貿易を盛にし、輸出の増大を圖り、以て戦時の創痍を癒さなければならぬのに、却つて連年輸

入超過を招いた。一方に巨額の外債があり、他方に多額の輸入超過がある。我が國の前途は誠に寒心に堪へぬものがあつた。

是に於て畏くも明治天皇は、明治四十一年十月十三日國民に對して、世界の大勢に處し、文明の潮流に棹して進むべき大方針を諭し給ひ、且國民的自覺の下に吾等の實踐すべき要目を教訓し給うた。是が即ち戊申詔書である。

明治天皇の御教訓

第二節 戊申詔書(一)

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚

要旨

文明の大勢

リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス
謹んで按ずるに、此の一段は、現今文明の進歩の甚だ速かなること、及び世界の各國が相倚り相助けて、共に文明の幸福を享けるに至つたことを御示しになり、次に我が國も亦世界の大勢に順ひ、情誼を厚うして各國と交り、以て文明の慶福を共にせんとする旨を宣うたのである。
現今世界の文明は日に月に進歩して停止する所を知らぬ。實に昨日の發明も今日は陳腐とな

り、今日の發見も明日は如何に變るか豫測することが出来ぬ。試に交通機關を例に擧げて見ると、最初汽車・汽船は人の目に新しかつたが、其の後電車が發明されて一段の進歩を遂げ、今や飛行機・飛行船が空を飛ぶ時代となつた。かゝる進歩は獨り交通機關のみではない、政治・教育・殖産・興業等百般の事に於ても同様である。

世界の協同

斯くの如く、文明が急速に進歩するのは、世界各國の關係が頗る密接となり、何事にも協同するに至つたからである。昔國々が孤立してゐて交通することが稀であつた頃は、發明も工夫も其の國

内に行はれるに過ぎなかつた。然るに現今に於ては、世界は恰も一國の如く互に親密に往來し得るから、一つの新しい發明が出来ると直ちに各國に採用せられ、更に各國民の協力に依つて其の發達が促されるのである。例へば蒸氣機關を發明したのは英國のワットであるが、之を汽船に應用したのは米國のフルトンであり、電波を研究したのは獨人ヘルツであるが、之を應用して無線電信を發明したのは伊太利人マルコニイである。其の他百般の文物も皆衆人の協同に依つて進歩發達したのである。是に由つて觀ると、文明は各國

國際の大道

が相倚り相助けることに依つて進み、文明の幸福は次第に世界萬民に共有せられることが明かである。是實に現今世界の大道である。抑交通和親は國際の大道であつて、同心協力は文明の源である。今や我が帝國は世界の各國と條約を結び、互に大使又は公使を派遣して國交の親睦を厚らし、近くは國際聯盟に加つて、世界各國の平和と安寧とを期するに至つた。是も相倚り相助けて文明の福利を共にする所以である。而も尙現狀を以て満足してはならぬ。益國交を修めて世界文明の發達を圖り、宇内萬民の慶福を増

進せねばならぬ。若し我が國民の中に、或は安逸を能とし、或は排外を事とする者が多かつたならば、文化は衰へ國勢は振はず、國際聯盟に加つても、自國の主張を貫徹して理想を實現することは出來ないであらう。

第三節 戊申詔書(二)

第二段

顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚

要旨

俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息
マサルヘシ

謹んで按ずるに、此の一段は、世界進歩の大勢に伴なひ文明の惠澤を共にせんとするには、先づ國運の發展を圖るべきこと、及び是が爲には戦後の經營と庶政の更張とを必要とする旨を明かにし、尙進んで國運發展の道として、國民たる者の覺悟し且實行すべき務を明示し給うたのである。

國力の必要

凡そ他の長所を採らんと欲する者は、先づ我に之を消化するだけの能力がなければならぬ。若し此の力を缺いたならば、如何に貴重なものを手

にしても、其の價値を發揮せしめ得ないであらう。又長所を採るだけの能力があつても、常に取るだけ、他に與へ得ない時は、徒らに他の後塵を拜するに過ぎないであらう。此の道理は國に於ても亦同じである。假令或程度の文明を有する國でも國民が懦弱で國力が足らないならば、常に世界の文明に後れ、其の惠澤を享けることは出來ぬ。却つて文化の獨立を失ふに至るであらう。我が國は明治維新以後、僅か五十年程の間に泰西の文明を輸入同化したのは世界の驚嘆する所である。けれども是實に建國以來蘊蓄し來つた國民精神

の成果に外ならぬ。さりながら他より受ける所が多くて、與へる所が尠いのは、國力の未だ充實しないのを證するものである。明治天皇が特に國運の發展を望ませ給うたのは誠に故ありと謂はねばならぬ。

戦後の經營

然るに當時の我が國民は、戦勝の榮譽に誇り、戦後の經營を忽にした。勿論我が國は此の戦役の結果、一躍して世界一等國の班に伍し、列強と角逐すべき光榮を擔ふに至つたけれども、能く世界の進運に伴ひ、國運を發展せしめて、此の榮譽を全うする爲には、諸政の改善擴張を圖らねばならぬ。

殊に國際聯盟に加つた今日に於て、此の戊申詔書の煥發せられた御聖旨を拜察し奉ると、恐懼措く能はざるものがある。

庶政の更張

我が國の領土は日清・日露の兩役の結果、殆ど以前に倍し、又諸協約に因つて多くの利權を得た。其の領土を開發し、此の利權を確保することは、國家重大の責任であつて、之を果すべき施設も亦頗る多端となるべき道理である。随つて今後我が國家の要する經費も益、膨脹せざるを得ない。而して之を負擔すべき責任は固より國民に在る。何れの強國でも大戦役を経て困難に遭遇せざる

ものは殆どない。近く獨逸兩國の實際を見ても、蓋し思半ばに過ぐるものがあらう。けれども其の國民にして十分の覺悟を以て奮勵努力するならば、戦後の困難に打克つて國運の發展を爲し得る。彼の英國はナポレオンとの戦争の結果、巨額の債務を負うたに拘らず、今日は世界無比の富國となつて居るではないか。

古來我が國民は上下一心の美風を有し、之に依つて國家の大難を救つたことは一再でない。元寇の國難、維新の改革、日清・日露の戦役等に於ける實例は能く之を證明して居る。一本の箭は折れ

上下一心

易いけれども束ねた箭は折れ難い。されば吾等は明治天皇の勅旨を奉體し、在朝在野を問はず、貴賤貧富を論ぜず、全國民たゞ一心となつて事に當り、如何なる難局をも切り抜ける覺悟がなければならぬ。

然らば上下一心にして行ふべき務といふは何か。詔書には先づ「忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ」と示し給うた。忠實に業に服すとは、己が家業・職務を重んじ、全力を傾注して之に勵精するを謂ふのである。全力を傾けて一事に従事するのは、之を成就せしめる所以であつて、又各人の事業を成就

忠實業に服し
勤儉産を治め

するのには國家の事業を發達せしめる所以である。又一事に専心であつたならば、深く之に精通し且之に熟達するが故に、行ふこと速かにして得る所の結果は良好である。次に勤儉産を治むとは、一方に勤勉力行すると共に、他方には質素儉約を守つて一家の資産を殖すを謂ふのである。一國の富は即ち國民の富の集積である。國民が擧つて勤儉であれば國家の富強、國運の發展は期して待つべきである。

けれども文明國民には品位が必要である。而して品位は善良なる風儀に基づくのである。そ

惟れ信惟れ義
醇厚俗を成し

れ故に、「惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ」と諭させ給うたのである。國民が常に信義を重んじて、偽らず、欺かず、誠意を以て相交るのは、醇美敦厚の俗を成す所以であつて、國民生活の健全なる證據である。斯くの如くであつたならば、必ずや國は興り民は幸とならざるを得ない。

國民が能く此の覺悟を以て、忠實に之を遂行したならば、國運の發展することは疑ない。さりながら一旦覺悟を定めても、途中で心が弛むならば、其の功を收めることは出來ぬ。「華ヲ去り實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ」とは之を誠め給

華を去り實に
就き荒怠相誠
め自彊息まさ
るべし

うたものであらう。惟ふに、文明の餘弊は浮華虚飾の風を生じ、遊惰安逸に流れるに在る。相誠めなかつたならば、獨り一身を亡すのみならず、禍を國家・社會に及ぼすであらう。されば事に従ふに當つては、絶えず心の弛むを誠め、黽勉力行、如何なる辛苦艱難にも打克つ覺悟がなければならぬ。成功の要訣は全く此に在る。自彊不息は學問・事業の何れにも通ずべき要道であつて、之を缺いたならば何事も其の終を全うすることは出來ないのである。

第四節 戊申詔書(三)

第三段

抑、我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

要旨

謹んで按ずるに、此の一段は、前段にも示し給うた國運發展の道の本が、畏くも神聖なる皇祖皇宗

の御遺訓と、光輝ある我が國史の成跡とに存することを示し給ひ、世界の太勢に鑑み、忠良なる臣民の協力翼賛に倚りて、彼の明治維新の際に定め給うた宏圖を擴充し、以て祖宗の御威徳を發揚せんことを望ませ給うたのである。

抑、我が皇祖皇宗は至仁至慈にましまして民を視給ふこと赤子の如く、屢、聖訓を下し模範を垂れ給うた。又國民は善く皇室を尊び、列聖の叡旨を奉體し、忠誠を致して君國の爲に盡した。此の神聖なる祖宗の御遺訓と、光輝ある我が國史の成跡とは明かなること恰も日星の如く、絶えず萬民を

祖宗の御遺訓
と國史の成跡

照し給ふ。臣民たる者誰か之を仰がないものがあるらうか。

惟ふに、祖宗の御遺訓と國史の成跡とは、我が國家發展の要道を事實の上に證明したものである。吾等臣民たる者が、謹んで御遺訓を奉體して忠孝の誠を盡し、國史の成跡に鑑みて祖先の美風を繼承し、粉骨碎身、自彊して息まなかつたならば、國運は必ず發展するであらう。之を思はないで遠く道を他に求めるのは、己が掌中の珠玉を忘れて外に瓦礫を探すやうなものである。さればといつて、固陋な排外的思想に陥ることは固より避けな

國家發展の本

ければならぬ。唯、他山の石を以て玉を攻みくといふ精神を持つて、事の本末を誤らざる用意が肝要である。

維新の皇猷

維新の皇猷と宣ふのは、明治元年三月十四日、天地神明に誓はせ給うた五箇條の御誓文と、當日國民に向つて降し給うた御宸翰との趣意を指し給うたものであらう。御宸翰の趣意は其の一節に、朕ここに百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の御偉業を繼述し一身の艱難辛苦を問はず親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し天下を富嶽の安きに

理想と國是

置んことを欲す

と仰せられたるに由つて拜察し奉ることが出来る。實に是等は帝國不朽の國是と、帝國永遠の理想とを宣言し給うたものである。眞に我が最近五十年の歴史は、此の國是に従つて皇猷の實現せられ來つた跡を遺憾なく示して居る。されば先進を以て自ら任じた歐米國民も驚嘆畏敬するに至つた。而して天皇は特に詔し給うて、此の皇猷を益、恢弘して皇祖皇宗の御恩徳に報い、御稜威を發揚せんことを望ませ給うたのである。

我等の本分

畏くも明治天皇は此の大御心から、朕カ忠良ナ

ル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ」と宣うた。聖旨の優渥なること寔に感泣の外はない。戊申詔書は當時の國情に依り、我が國民の奮起を望ませ給うた大詔であるけれども、此の聖旨は決して當時の國民のみならず、吾等が今日の時局に對するの道であつて、又將來の我が國民の常に服膺すべき大道である。されば吾等は相戒めて有爲の國民となり、國運の發展に貢獻し、以て我が大君に對して、協力翼贊の實を擧げなければならぬ。是實に吾等が君國の洪恩に報ゆる所以の道であつて、忠良なる臣民の當に盡すべき本分である。

第二章 家

第一節 家及び祖先

家の意義

家とは家長に依つて統率せられる家族の團體を謂ふのである。元來、兄弟姉妹又は其の他の家族が父母の愛護の下に、相倚り相助けて共同生活を營むは人の自然の本性に基づくものであつて、其の團結も亦慈愛の至情に因るものである。さればこそ晨に出で、孜々として働き、心身共に勞れ果て、も、夕に家に歸つて一家團樂の裡に入れ

慰安の場所

共同生活

ば終日の勞苦は拭ふが如くに消え去るのである。げに吾等に休養と安息とを與へる場所は家である。

徳性涵養

又家に於ては、夫は外に働き妻は内を守り、其の他老人・小兒に至るまで、それごとく一家の仕事の或部分に任じ、各其の力に適する務を果して、最も自然な共同生活を營むと同時に、一面には家は徳性涵養の道場である。父母・兄弟に對する感謝と尊敬、弟妹に對する愛護の情はあらゆる道德の源である。又國民の和親・共同の精神も先づ家に於て養はれ、犠牲・奉公の訓練も亦家に於て行はれるの

家長及家族

である。

家族を統率し家を代表する者は戸主即ち家長である。家長は祖先に代り、其の遺志を繼いで家族を愛護すべき者であつて、老者を扶養し幼者を教育する任務が其の双肩に懸つて居る。一方家族は亦善く家長の意を體して、其の命に従ひ、互に和合親睦、一家の存續と幸福とを圖らねばならぬ。次に又家長及び家族は共に業務に勵み、家道を興し、社會公共の爲に盡力して、益、家名を揚げんことを期せねばならぬ。殊に家族中他家より入り來つた者は、早く其の家風に同化して、互に和親協

祖先尊崇

同、家門の爲に努力せねばならぬ。

吾等の家は、過去に於て祖先の創立に係り、現代の吾等を経て、後世の子孫に傳へられるものである。實に吾等の家産は多くは祖先の賜で、吾等の業務も亦祖先の遺業である。祖先の個體は既に亡び失せたけれども、其の心性體質は今猶吾等に傳はつて居る。吾等の今日ある所以のものは、歴代祖先の遺澤に因るものが實に多いのである。されば其の子孫たる者は、先づ己の一身を修め、其の家門を重んずると共に、又深く祖先を尊敬し、其の恩惠を感謝し、且之に

我國と祖先尊崇

報いねばならぬ。斯くして始めて報本反始の道に適ふのである。

特に我が國に於ては、上は皇室より下は庶民に至るまで、血統を重んじ、祖先を崇敬する美風が遍く行はれて、國民悉く民族共同の祖先として天祖を崇敬し奉つて居る。國家の結合も此の信念に因つて堅く、國體の尊嚴も此の信念に因つて維持せられるのである。實に祖先尊崇の念は、國家の歴史を尊重する心と一致し、祖國を愛して之を發展せしめる原動力となるものであるから、善く之を保持すると共に、又永く子々孫々に傳へねばな

祖先に事ふる道

らぬ。

祖先に事へる道は種々あるが、常に尊敬の念を持し、期に會して祭祀・展墓を怠らないのが先づ第一に心掛くべきことである。是古來我が國の美點であるのみならず、又人情の自然に基づくものである。而して其の祭祀を行ふに當つては至誠を旨とせねばならぬ。孔子の教に「祭るには在すが如くす」とあるは此の謂である。

家名の發揚

次に務むべきは、一家皆祖先の遺志を繼ぎて其の美風を傳へ、各自己の務に奮勵努力して、家門の繁榮を圖り、家名を高めることである。又家憲・家

家風尊重

訓・家風の如きものは、祖先以來累代實行し來つて吾が家をして今日あらしめたるものであるから、努めて之を尊重し、其の時勢に適せず社會の事情に反するものでない限は、妄りに之を改廢すべきでない。

子孫に對する道

吾等は祖先の子孫であるが、他日又子孫の祖先となるべき身である。されば苟くも家門の繁榮・子孫の幸福を希ふならば、單に家系・家門を汚さぬといふのみに止らないで、更に進んで自ら有爲・有徳の祖先となり、遠く範を子孫に垂れることを心掛けねばならぬ。

親子の道

第二節 親子

「白金も黄金も玉も何せむに、まされる寶子にしかめやも」是實に親の至情である。此の至情に基づいて、親たる者は能く其の子女を愛護教養すべく、子たる者は能く其の父母を敬愛奉養すべきである。是即ち親子の道である。

親の恩誼

抑、父母の其の子を養育教導する辛苦たるや、到底言語を以て形容することは出来ぬ。古人が「人の親の心はやみにあらねども、子を思ふ道にまどひぬる哉」と詠みたる如く、親は常に其の子を念ひ、

自然の情

其の將來に就いて常に心を勞するのである。實に吾人の生存と發達とは、自然の恩恵を享けると共に、一として父母の賜ならざるはない。然しながら、其の恩義の廣大なることは子女には容易に解し得られない。諺に「子を持つて知る親の恩」と云ふ如く、自分が壯年になつて始めて親の恩義を懷ふ時には「子養はんと欲すれども親待たず」の嘆を抱くことが尠くない。されば子たる者は此に思を致して孝養を完うせねばならぬ。

親が子を慈しみ、子が親を慕ふは自然の情で、孝は子が此の自然の情に基づいて、親に事へる所に

我國體と孝

發する人間の最初に有する道德である。故に古人は「父子の道は天性なり」と云つた。此の自然にして卑近なる道德を基として、漸次他の諸徳に進むべきである。益軒が「孝は百行の本、故に人として孝ならざれば大本先づ絶ゆ。他の善行ありと雖も亦見るに足らざるなり」と云つたのは理である。

特に君民同祖の國體を有し、家族制度の上に立つ我が國に於ては、父母に事へて善く孝順なるは、其の家及び祖先に盡す所以であり、家及び祖先に盡すは又國家に報ずる所以である。

愛敬

從順

父母に事へるには愛敬を其の精神とし、從順と奉養とを其の方法とする。元來愛は骨肉の親に基づく自然の情であつて、禽獸の間でも甚だ濃厚なるものがある。若し人にして親を愛する情なくんば、禽獸にすら劣ると謂ふべきである。されど愛は之に伴ふに敬を以てしなれば、父母の恩に狎れて、知らず識らず其の志に逆らひ、其の心を安んぜしめることが出来ないやうになるであらう。「犬馬に至るまで皆能く養ふことあり。敬せずんば何を以て別たんや」と孔子は訓へて居る。父母の教訓、命令は其の身を忘れて、吾が子の幸

福・繁榮を希ふ愛情から出るものであるから、子たる者は善く父母の意を體して、其の心に副ふやうに勉めねばならぬ。若し父母が過つて不當の命令を下したり、又は父母自ら過失を犯すやうな場合には、誠意を以て柔かに諫め、其の名譽を完うせしめねばならぬ。「父母に事ふるには幾諫す、志の従はざるを見ては、又敬して違はず、勞して怨みず」とは孔子が吾等に訓へる所であつて、眞に孝子の眞情を盡して居る。

奉養の道には體養と心養とがある。體養とは衣食住に於て父母の心に適ひ、其の耳目を喜ばし

奉養

め、其の身體を安らかならしめることで、孝道の初步である。心養とは父母の意を體して、其の志に副はんと勉めることで、子たる者が己の身體を強健にし、學業を修め、品性を高め、家道を興し、家門の繁榮を圖ることが是である。古人の所謂「身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯はす」は心養の最も大なるもので、孝の極致である。

子女を愛護して將來能く獨立自營の人となし、併せて又忠良なる臣民たるに足る教養を與へるは、實に親としての本務たるばかりでなく、又國家に對する本務である。子女の愛護に就いて最も

子女の教育

留意すべきことは、心身の健全なる發育といふことであつて、或は愛情に溺れ、或は嚴酷に過ぎて子を賊ふやうな事があつてはならぬ。要は父母自ら常に其の行を正して、善良なる模範を示し、深き慈愛を以て正しく子女を導くに在る。古來賢哲の士は多く善良なる家庭より出で、居る。

又子女が成長して成年に達したならば、なるべく早く職業を與へて獨立自營の計を立てしめ、其の他の子女にも亦それ〴〵家事を分擔して其の處理に慣れしむべきである。永く子女の身上に干涉して父兄の力に頼らしめるは、依頼心を長ぜ

しめ、獨立心の發達を沮害するものである。

明治天皇御製

たらちねのにはの教はせばけれど

ひろき世にたつもとゝとぞなる

第三節 夫婦

夫婦の結合

夫婦は、元來人性自然の法則に基づくものである。つて、祖先よりの家を維持し、之を子孫に傳へる者である。随つて、夫婦は實に一家の基礎であつて、同時に又國家・社會の本源である。

夫婦の道

親愛禮敬

夫婦の間は親愛を本とし、之を整ふるに禮敬を以てし、互に貞操を重んずると共に、其の分を守り協同して一家の事に當るべきである。若し相互に親愛の情乏しく、禮敬の意足らざる時は、夫婦の間は自ら相阻隔して永く和合を保つ事は出来ぬ。又相互に其の操行を純潔にして貞操を守るは一家の秩序平和を維持する所以であつて家運の隆昌を來す基である。元來、一夫一婦は最も人情の自然に適へる制度であつて、併せて又社會の風紀を正しからしめる原則である。是の故に文明諸國に於ては、何れも皆之に關する制裁を嚴にして

貞操

居る。

協同

次に又、夫は妻を愛護し、妻は夫に承順して、和親共同、一家の事務に當り、家の繁榮隆昌を圖らねばならぬ。而して、是が爲には夫妻各、其の本分を盡さねばならぬ。一般の慣習に従へば、夫は外に働き妻は内を治むるを各、其の任務とする。即ち夫は主として職業に従事し、社會に出でては一家を代表して公私の務に當り、妻は専ら内に在つて家事に勵み、子女の養育を掌り、夫をして内顧の憂なからしめるのが其の本分である。夫婦の任務が斯く異なるのは、蓋し男女各、其の體質及び性情を

夫妻の任務は
平等

異にするからであらう。即ち一般に男子は進んで取るに適し、女子は退いて守るに適する。故に共に能く其の長所を發揮すれば、夫は外に在つて内顧の憂なく、妻は内に在つて饑寒の虞が無いであらう。是一家の繁榮幸福を來す所以であつて、延いては國家の隆昌を資ける所以である。

斯く夫婦は相倚り相助けて、一家の爲に努力すべきであつて、其の任務の間には輕重を付すべきではない。故に夫たる者は苟にも其の妻を輕侮し、又は横暴の振舞を爲すべきでない。同様に夫は家を代表し、一家の秩序を保持する重大なる任

結婚

務を有する者であるから、妻たる者は其の夫を尊敬せねばならぬ。

斯くの如く夫婦の關係は家國に取りて重要なものであるから、結婚は輕率に爲すべきでない。必ずや、心身共に十分に發達して、獨立の準備が全く整つた後に、家庭の事情を考へ、父母長上の意見を聽いて、慎重に之を決定すべきである。

第四節 兄弟姉妹

兄弟姉妹は、恰も同じ幹より出でたる枝の如く、同一の父母より出でて、共に寝ね、共に食し、共に成

同胞の親

友愛

長せし者で、骨肉の親み之に過ぎたるはない。家族の中に於て、兄弟姉妹の如く共に長く世に交際する者は無い。父母とは一代の差を生じ、夫婦の關係は通例丁年前後に始る。然るに兄弟姉妹は年代接近し、生より死に至るまで永く相交るべき者である。男女の差と幾分の年齢の差とに基づき、思想感情の相違は免れ難いであらうとも、友愛の情に依つて終生相提携すべきである。友愛とは互に親愛するの謂で、兄姉は弟妹を愛憐し、弟妹は兄姉を敬愛し、相助け相譲つて常に和氣霽然たるを謂ふのである。故に兄姉は弟妹を保護

撫育

兄弟家を異にしたる後

し、善導し、弟妹も亦誠意を以て之に従ひ、妄りに兄姉を凌ぐことなく、協同一致して家門の繁榮を圖り、父母の心をして安んぜしむべきである。若し不幸にして父母を喪ひたる際は、兄姉は父母に代りて弟妹を撫育し、又弟妹は親に事ふる如く兄姉に事へて、宜しく其の教導に従ふべきである。殊に兄に於ては、第二の父たる責任感を以て之に臨むの覺悟が必要である。又成長の後、各家を異にし、社會に於ける地位・職業を別にするに至つても、互に往來して友愛舊に渝はるべきでない。世には往々、些細な感情・利害

の衝突から骨肉相争ふ者がある。是等は皆私情に囚はれて他の迷惑を無視し、又は親しきに狎れて互に敬愛するといふことを忘れるからである。昔、本多忠勝の二子が父より遺された黄金を互に譲つて受けなかつた如きは、誠に世の模範とするに足る者である。又兄弟姉妹互に他に依頼すること強きに過ぎるのも、事を破り、不和を生ずる原因となるものである。故に勉めて自活の道を立て、獨立獨行するの覺悟を持ち、而して同喜同憂、難相救ひてこそ、終生相愛して兄弟姉妹の道を完うし得るのである。

協同と獨立

第五節 親族

親族關係

親子兄弟間の骨肉の愛情を更に擴めて、血縁近き者及び姻縁を結べる者に及ぼして、相和し、相親しみて、親族の交を爲すは、人情の自然であつて、亦人倫の大本である。我が民法では六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族を親族とし、養子と養親及び其の血族との間には、血族と同一の親族關係あるものと定めてある。

敬愛・協同

法律の規定は上記の如くでも、其の交際の範圍は家に因り、一門一族の多寡と境遇とに因つて廣

狭様々であらう。然し父母兄弟に對する情愛と道義を推及ぼして相親睦すべきは同一である。即ち親族の間は、敬愛の情と協同の念とを以て終始一貫し、吉凶禍福相慶弔し、艱難辛苦相救ひて、一門の長者は父母兄弟に準じて之を敬ひ、年少者は子女弟妹に比して之を愛すべきである。

親疎の別

人は社會に在つては、職業・地位・貧富等に因つて自ら交際の範圍・親疎の程度を異にするが、親族間の交際は、其の血縁の本末・親等に因つて區別する外、地位・貧富等の外的關係に因つて親疎の區別を立ててはならぬ。常に一貫した情誼に基づくべ

協力と獨立

きてある。

災禍あれば相慰め、艱難あれば相救ふは親族間の道ではあるが、妄りに親族の助力に依頼するは不徳である。諺にも「佛の顔も三度」と云ふ。親族の助力を受けることが余り度重なれば、其の親みを損じ、遂には互に感情を害するやうになる。故に永遠に一門の親睦を繼續せんが爲には、平素各、獨立の精神を以て一家を經營し、敬愛の情を以て相交り、非常特別の場合の外は決して他の助力を受けざる覺悟が必要である。

第六節 僕婢

僕婢は本、他人であつて、一家の血縁を有する者ではないが、常に吾が家に住んで朝夕家事を助け、家人と共に喜憂を分かち、吾が家の繁榮に與かる者であるから、殆ど家族の如き關係を有するものである。

僕婢の選擇

僕婢は一家の經濟・風儀・名譽に對して重大なる關係を有するは勿論、子女の教育に關しても大なる影響を及ぼすのである。故に之を雇ふには十分の注意を拂つて、豫め實家の模様・本人の健康・教

愛憐指導

育・性行等を調査して適當の者を選ばねばならぬ。若し輕率に雇へば、後日に至つて相互に種々の不満足を感じることもあらう。又若し屢、僕婢を代へ、出入の頻繁なのは單に不便・不利なるばかりでなく、一家の名譽にも關することが尠くない。

一旦僕婢を雇入れた後は、同情を以て指導し、なるべく其の智徳を啓き、技能を進めしめねばならぬ。愛して善導すれば、僕婢も亦其の恩に感じて有爲善良の者となり、一意主家に盡すやうになるであらう。斯くの如く、主従相愛して其の情義の厚きは我が國古來の美風であつて、之を單に賃金

同情

を以て勞働の契約をなす歐米諸國の雇傭關係と同日に論ずることは出來ないのである。

僕婢は其の境遇の爲多くは年少にして父母の膝下を去つて他家に事へるものであつて、己が身にして己が意の儘に振舞ふ事のなかはぬ同情すべき境遇に在る者である。故に主家の家族たる者は善く之を察して、親切慈愛を以て之に接せねばならぬ。不親切に之を待遇するは人道に反し、主家たるの品位を墜し、併せて僕婢をして不忠實ならしめる原因となる。又、子女が主家の權威を振ひ、僕婢の従順なるに乗じて、之を輕んじ、妄りに

社會

之を使役せんとするは大いに誤れることとて、父母たる者は深く之を警めねばならぬ。諺にもある如く「良主にして良僕あり」である。

第三章 個人と社會

第一節 社會

人は其の社交的本性に因つて共同生活を營むものである。共同生活には家庭・國家の如く其の成立の極めて自然的なるものや、又特殊の目的を遂行せんが爲に設けたる各種の集會・組合會社・自

治團體等がある。是等は何れも單なる集會ではない。それを組織する個人が同一の目的、又は共通の原理を中心として精神的に結合せる一全體である。斯くの如き團體を社會と謂ふのである。随つて社會には一種の社會精神、又は集團意志がある。國に國民精神あるが如きは是である。而して各個人は其の共通の社會精神を體し、共同の目的に向つて、各自の地位に於て行動する場合に、全體を代表することゝなる。全體は又、かゝる個人を以て始めて成立するものである。例へば一師範學校に就いて見れば、是は師範學

校令、若くは師範教育の精神を結合の原則とする一つの社會であつて、之を組織する個人は、學校長・教職員・生徒及び使丁である。是等の個人は、何れも必要なる要素であつて、之に依つて始めて一體としての師範學校が成立するのである。而して個人たる學校長・教職員・生徒等は師範學校なる社會團體の一員として、其の學校の理想精神を體得し、其の地位に應じて學校の精神を代表する者である。斯く各自が其の學校の精神を體得して、教職員は教職員として、生徒は生徒として、學校精神を代表するに至りて、始めて其等各個人は眞に

學校なる團體の一員と謂ひ得るのである。故に社會に於ても個人を離れては全體なく、全體を離れては個人のなきことが明かである。

又社會の成員たる個人は、相互依存と協力とに依りて其の生活を充實し、目的を實現する事を得るのである。文明の進歩と共に分業は益々發達する。個人は各自其の長ずる所職とする所に従ひ、其の分を盡して、互に扶け、又個人の力にて成し得ざる事を多人數協力して、容易に且有効に遂行する所に社會生活の特質が在るのである。

個人は實に此社會組織の中に生まれ、社會の中

相互依存と協力

社會の恩恵

に生活し、社會の中に死するもので、吾等の衣食住は勿論、言語・風俗・學術・宗教等の精神内容も悉く皆社會が年を経て産出し保存して、吾等に傳へたものである。實に個人は社會的のものである。

故に社會は之を組織する多數の個人より成立してゐるが、個人は社會を離れて生存し、進歩することは出来ない。個人の生存・發達・幸福は一に社會に依つて完うせられるのである。同時に又社會は個人の生存・發達に依つて成立し、維持せられ、進歩を遂げるのである。

社會の種類

第二節 社會の種類及び其の訓練

社會の種類は頗る多く、其の範圍の廣狹も亦一様でない。而して其の成立の状態から見て、主として社會的本能に基づく所の家・氏族の如き社會を自然社會と謂ひ、自治團體・組合會社を始めとし、教育會・軍人會或は社交俱樂部の如き同一の目的・信仰・趣味・職業等を結合の原則として人爲的に成立せるものを人爲的社會と謂ふのである。

國家も亦一の社會であつて、同一民族より自然的に成立せる點より見れば自然社會なるも、一定

國家

の目的を以て成立せる點より見れば人爲的社會である。而して國家は職業・地位・貧富を異にする多數の人民を容れ、又他のすべての社會團體を包括し、其の作用は人の生活の一切に涉りて關係を有して居る。加ふるに其の組織は頗る複雑で、而も整然たる秩序を有し、最も完全な最も高等な社會である。

個人は國家の組織に入り、國家の恩惠を感ずると共に、農夫の鋤を以てし、商人の算盤を以てし、軍人の劍を以てする如く、自己の地位・職業に従つて其の特長を發揮し、以て國運發展の道に貢獻せぬ

社會的訓練

ばならぬ。

民族の文化が發達し、生活機關が分化すると共に、人は益、整頓せる組織體を作つて、合同生活を營む必要が生じて、自治體、官廳、會社、軍隊等の組織的團體が設けられる。其等が又發達すると共に特殊の任務を分擔すべき機關が生じて來る。而して斯く機關が分化發達するに隨つて、益、高尚な専門的の知識と訓練とが必要になるのである。故に官廳、會社等を始め、各種の團體の職務に參與する者は各、其の組織體の原則及び理想を了解し、各自の責任を重んじて、全體の理想を其の地位と職

責の上に發揮し得るだけの知識能力を養はねばならぬ。是即ち社會的訓練とも謂ふべきものである。故に自己の地位、職務を忘れて、其の責任を忽にするは言ふ迄もなく、上官に對する從順を重ざる餘りに却つて盲從に陥り、又は熱心の餘り濫りに他人の職責に容喙するなど、何れも組織を破壊し、全體の發達を沮害するものである。要するに文明の進歩は各人が社會的訓練に習熟するに在ると謂ふべきである。

第三節 公務

公務

公務とは國民が國家及び自治體の公事に奉ずる本務であつて、之を公職に從事する者の職務と、一般國民の公務とに大別する事が出来る。

公職者の心得

公職とは國家の公の職務を指すもので、文武の官吏・教員・地方團體の公吏・帝國議會・府縣會・市町村會の議員の職の如きを謂ふのである。總べて公職に從事する者は、皆國家公共の信頼を受けて、各其の地位に在る者であるから、一身の名譽たることは固よりのこと、其の言行は直接、國家公共の利害に關係を及ぼすものであるから、一身一家、又は一黨一派の利害に囚はれる様なことなく、常に廉

選舉

直に其の身を持し、忠實公平に其の職責を盡し、至誠公に奉じて國民の信頼に報いねばならぬ。若し公職に從事するを以て、單に一身一家の生計・利益の爲にのみするものと考へるならば、それは甚だしい謬見と謂はねばならぬ。

次に一般國民の公務の中、最も大なるものを舉げれば、選舉・兵役及び納税の義務である。立憲國民に最も重んずべき參政權を正しく行使することとは國民の重大なる公務であつて、帝國議會の議員又は地方自治團體の議員・職員等の選舉は是である。吾等は選舉に依つて國政に參與し、國家は

又其の安寧と人民の福祉とを圖る爲に、國民の忠誠奉公の精神に信賴し、之をして國政・國事に與らしめるものであるから、選舉投票が極めて重大なる公務であることは言ふ迄もないのである。故に選舉に當つては、不偏不黨・公平無私の態度を以て、候補者の人格・識見・手腕を觀て、最も適當なりと信ずる人物を選ばねばならぬ。然るに選舉に當り、或は之を棄權し、或は利慾に迷ひ、情實に囚はれ、若くは權勢の爲に其の節を左右するが如きは、實に自己の良心を欺くのみでなく、國家及び公衆に對して最も重大なる罪を犯すものである。

兵役の義務

兵役に服するは又國民の重大なる公務の一である。國家は其の獨立を保全し、秩序を維持せんが爲には、相當の防衛力を必要とする。故に國民たる者は悉く此の任務に服して、金甌無缺の我が國家を擁護せねばならぬ。我が國民は古來武勇を尙び、一度國難に遭ふや、忠勇義烈、克く報效の至誠を盡し來つた。明治以來數回の征戰の如き最も善く之を中外に宣揚せるものである。男子と生まれ、かゝる大任に服するを得るは誠に一代の榮譽である。特に我が陸海軍は天皇親ら之を統率し給ひ、社會の軍隊に對する敬重と信賴とは

納税の義務

極めて大であることを思へば、一層其の感を深うせざるを得ないのである。然るに、若し兵役を輕んじ、又は之を免れんとするやうな事あらば、國民たるの本分に背くもので、單に道德上の罪惡たるに止まらず、法律上の責任も亦決して逃るゝを得ないのである。

租税を納めることも亦兵役と相並んで重大なる公務である。國家の存立・經營・發達の爲には諸種の施設を要するので、其の經費は、國家を組織する國民が分擔すべきこととは言ふ迄もない。故に租税は必ず遲滯なく納入すべきである。然るに

地方團體に對する本務

世には私利の爲に所得を隱匿し、又は不正の手段を講じて脱税を圖つたりする者がある。國民たるの本分に背く罪、淺からざる者である。

古來我が國の地方政治は、隣保團結して或は土木に従事し、或は凶荒に備へるなど、互に助けて自治の成績を擧げて來たのであるが、明治に至つて市制・町村制の發布を見、更に府縣制と相待つて、上下の監督系統を爲して完全な自治組織を成すに至つた。是即ち古來の制度たる隣保團結の精神を尊重し、益之を擴張して、地方特殊の人情慣習に従つて共同の利益を發達せしめ、幸福を増進せし

めんとする趣意に外ならぬのである。故に地方團體の團員たる者は、善く此の趣旨を體し、同心協力して、産業の發達、教育の振興、衛生風俗の改善等に努力せねばならぬ。さすれば一町村の進歩は、やがて一地方の發達となり、一地方の發達はやがて又一郡一縣の繁榮となり、延いては國運の發展となるのである。

第四節 秩序

吾等は陛下の赤子であつて、其の國民たる點に於ては何れも平等である。又世界の人類は皆自

平等と差別

然の化育を受けて、其の人格を有する點に於ては何人も平等である。然し單に此の理由のみから直ちに人類の平等を唱へて、平等の地位に立ち、平等の權利を主張し、平等の利益を要求するのは戒むべき惡平等の思想である。

人類は混沌無差別の集合生活を營むものではない。各自特殊の能力を以て特殊の地位に立ち、特殊の職業を以て國家社會の一員となるのである。故に一人格者として、又一國民として、其の國家の理想及び人類の要求を實現せんとする點に於ては共通であり平等であるが、其の能力・職能・地

位に於ては差別がある。随つて人にはそれ〴〵爲し得ること、爲すべきこと、爲すべからざること、の分度がある。之を限定したものが秩序である。秩序は一面には人格の平等を示すと共に、他の一面には最も穩健なる差別を明かにするものである。

法律

而して國家の秩序を最も明瞭的確に規定したものは法律である。國家が法律を設けるのは、各人の行動の範圍を定め、分度を限定する爲であつて、之を犯す者に制裁を加へるのは、社會の秩序を維持し、一般人民の安寧・幸福を圖る爲である。然

るに世には往々法律を以て個人の自由・獨立を制限するものと見る者がある。此は甚だしき謬見である。元來社會の秩序は各員の放恣・横暴を制して、各、其の分に安んぜしめ、自他の安寧・幸福の保護を目的とするものであるから、法律は眞の自由・獨立を保護するものと謂ふべきで、吾等は常に之を尊重して、之を犯すことのないやうに注意せねばならぬ。

道德・風習

社會には法律の外、又道德・風習等の秩序があつて、吾等の言行の規矩となり模範となつて居る。而して何れも吾等の父祖の長年月の社會生活の

中に發達し來つたもので、法律と相待つて吾等の生活の不安を去り、安寧幸福を保證するものである。道德風習に反する者は即ち社會の秩序を破るものであつて、假令法網を免るゝことあるも、社會の制裁は決して逃るゝを得ない。加ふるに良心の苛責と、精神の煩悶とは永遠に消え去らないのである。古語にも「爾に出でたるものは爾に反る」と云ふことがある。

言論・信教の自由は帝國憲法に因つて國民に與へられて居るけれども、無論國家・社會等の秩序を害せざる範圍に限られて居るのであるから、之を

言論・信教

尊重すると同時に、決して濫用してはならぬ。言論の社會に及ぼす影響は誠に大である。殊に新聞・雜誌又は書籍等に掲載せられた場合には、其の影響する範圍が非常に廣大であるから、常に注意して、中正穩健で社會を益すべきものでなければ、徒らに發表すべきでない。

宗教上の信仰は、動もすれば人をして過激の言行に出でしむる傾がある。殊に迷信を混じてゐるものに其の傾向が多い。是が爲に、時としては世人に不安を感じしめ、社會の秩序を破るに至ることがある。故に宗教を信ずるに當つては、善く

時代の道德や學術と調和するか否かを考へねばならぬ。又假令之を信じて、之のみを唯一絶對の眞理として、妄りに他の宗教を非難し、現代の道德・風習を賤んで、社會の秩序を無視するやうな事があつてはならぬ。

第五節 公正

公正は又正義とも謂ひ、各自己の分を守つて他に對して不正を爲さず、又他人をして己に不正を爲さしめざること、換言すれば、自他の權利を尊重して之を擁護することである。

公正の意義

の目的を以て成立せる點より見れば、人爲的社會である。而して國家は職業・地位・貧富を異にする多數の人民を容れ、又他のすべての社會團體を包括し、其の作用は人の生活の一切に涉りて關係を有して居る。加ふるに其の組織は頗る複雑で、而も整然たる秩序を有し、最も完全な最も高等な社會である。

個人は國家の組織に入り、國家の恩惠を感じずると共に、農夫の鋤を以てし、商人の算盤を以てし、軍人の劍を以てする如く、自己の地位・職業に従つて其の特長を發揮し、以て國運發展の道に貢獻せぬ

社會的訓練

ばならぬ。

民族の文化が發達し、生活機關が分化すると共に、人は益々整頓せる組織體を作つて、合同生活を營む必要が生じて、自治體官廳會社軍隊等の組織的團體が設けられる。其等が又發達すると共に特殊の任務を分擔すべき機關が生じて來る。而して斯く機關が分化發達するに隨つて、益々高尚な専門的の知識と訓練とが必要になるのである。故に官廳會社等を始め、各種の團體の職務に參與する者は各、其の組織體の原則及び理想を了解し、各自の責任を重んじて、全體の理想を其の地位と職

責の上に發揮し得るだけの知識能力を養はねばならぬ。是即ち社會的訓練とも謂ふべきものである。故に自己の地位・職務を忘れて、其の責任を忽にするは言ふ迄もなく、上官に對する從順を重ざる餘りに却つて盲從に陥り、又は熱心の餘り濫りに他人の職責に容喙するなど、何れも組織を破壊し、全體の發達を沮害するものである。要するに文明の進歩は各人が社會的訓練に習熟するに在ると謂ふべきである。

第三節 公務

公務

公務とは國民が國家及び自治體の公事に奉ずる本務であつて、之を公職に從事する者の職務と、一般國民の公務とに大別する事が出来る。

公職者の心得

公職とは國家の公の職務を指すもので、文武の官吏・教員・地方團體の公吏・帝國議會・府縣會・市町村會の議員の職の如きを謂ふのである。總べて公職に從事する者は、皆國家公共の信賴を受けて、各其の地位に在る者であるから、一身の名譽たることは固よりのこと、其の言行は直接、國家公共の利害に關係を及ぼすものであるから、一身一家、又は一黨一派の利害に囚はれる様なことなく、常に廉

選舉

直に其の身を持し、忠實公平に其の職責を盡し、至誠公に奉じて國民の信賴に報いねばならぬ。若し公職に從事するを以て、單に一身一家の生計・利益の爲にのみするものと考へるならば、それは甚だしい謬見と謂はねばならぬ。

次に一般國民の公務の中、最も大なるものを舉げれば、選舉・兵役及び納税の義務である。立憲國民に最も重んずべき参政權を正しく行使することとは國民の重大なる公務であつて、帝國議會の議員又は地方自治團體の議員・職員等の選舉は是である。吾等は選舉に依つて國政に參與し、國家は

又其の安寧と人民の福祉とを圖る爲に、國民の忠誠奉公の精神に信賴し、之をして國政・國事に與らしめるものであるから、選舉投票が極めて重大なる公務であることは言ふ迄もないのである。故に選舉に當つては、不偏不黨・公平無私の態度を以て、候補者の人格・識見・手腕を觀て、最も適當なりと信ずる人物を選ばねばならぬ。然るに選舉に當り、或は之を棄權し、或は利慾に迷ひ、情實に囚はれ、若くは權勢の爲に其の節を左右するが如きは、實に自己の良心を欺くのみでなく、國家及び公衆に對して最も重大なる罪を犯すものである。

兵役の義務

兵役に服するは又國民の重大なる公務の一である。國家は其の獨立を保全し、秩序を維持せんが爲には、相當の防衛力を必要とする。故に國民たる者は悉く此の任務に服して、金甌無缺の我が國家を擁護せねばならぬ。我が國民は古來武勇を尙び、一度國難に遭ふや、忠勇義烈、克く報效の至誠を盡し來つた。明治以來數回の征戰の如き最も善く之を中外に宣揚せるものである。男子と生まれ、かゝる大任に服するを得るは誠に一代の榮譽である。特に我が陸海軍は天皇親ら之を統率し給ひ、社會の軍隊に對する敬重と信賴とは

納税の義務

極めて大であることを思へば、一層其の感を深うせざるを得ないのである。然るに、若し兵役を輕んじ、又は之を免れんとするやうな事あらば、國民たるの本分に背くもので、單に道德上の罪惡たるに止まらず、法律上の責任も亦決して逃るゝを得ないのである。

租税を納めることも亦兵役と相並んで重大なる公務である。國家の存立・經營・發達の爲には諸種の施設を要するので、其の經費は、國家を組織する國民が分擔すべきこととは言ふ迄もない。故に租税は必ず遲滯なく納入すべきである。然るに

地方團體に對する本務

世には私利の爲に所得を隱匿し、又は不正の手段を講じて脱税を圖つたりする者がある。國民たるの本分に背く罪、淺からざる者である。

古來我が國の地方政治は、隣保團結して或は土木に従事し、或は凶荒に備へるなど、互に助けて自治の成績を擧げて來たのであるが、明治に至つて市制・町村制の發布を見、更に府縣制と相待つて、上下の監督系統を爲して完全な自治組織を成すに至つた。是即ち古來の制度たる隣保團結の精神を尊重し、益之を擴張して、地方特殊の人情慣習に従つて共同の利益を發達せしめ、幸福を増進せし

めんとする趣意に外ならぬのである。故に地方團體の團員たる者は、善く此の趣旨を體し、同心協力して、産業の發達、教育の振興、衛生風俗の改善等に努力せねばならぬ。さすれば一町村の進歩は、やがて一地方の發達となり、一地方の發達はやがて又一郡一縣の繁榮となり、延いては國運の發展となるのである。

第四節 秩序

吾等は陛下の赤子であつて、其の國民たる點に於ては何れも平等である。又世界の人類は皆自

平等と差別

然の化育を受けて、其の人格を有する點に於ては何人も平等である。然し單に此の理由のみから直ちに人類の平等を唱へて、平等の地位に立ち、平等の權利を主張し、平等の利益を要求するのは戒むべき悪平等の思想である。

人類は混沌無差別の集合生活を營むものではない。各自特殊の能力を以て特殊の地位に立ち、特殊の職業を以て國家社會の一員となるのである。故に一人格者として、又一國民として、其の國家の理想及び人類の要求を實現せんとする點に於ては共通であり、平等であるが、其の能力・職能・地

位に於ては差別がある。随つて人にはそれ〴〵爲し得ることゝ爲すべきことゝ爲すべからざることゝの分度がある。之を限定したものが秩序である。秩序は一面には人格の平等を示すと共に、他の一面には最も穩健なる差別を明かにするものである。

法律

而して國家の秩序を最も明瞭的確に規定したものは法律である。國家が法律を設けるのは、各人の行動の範圍を定め、分度を限定する爲であつて、之を犯す者に制裁を加へるのは、社會の秩序を維持し、一般人民の安寧・幸福を圖る爲である。然

るに世には往々法律を以て個人の自由・獨立を制限するものと見る者がある。此は甚だしき謬見である。元來社會の秩序は各員の放恣・横暴を制して、各、其の分に安んぜしめ、自他の安寧・幸福の保護を目的とするものであるから、法律は眞の自由・獨立を保護するものと謂ふべきで、吾等は常に之を尊重して、之を犯すことのないやうに注意せねばならぬ。

道德・風習

社會には法律の外、又道德・風習等の秩序があつて、吾等の言行の規矩となり模範となつて居る。而して何れも吾等の父祖の長年月の社會生活の

中に發達し來つたもので、法律と相待つて吾等の生活の不安を去り、安寧幸福を保證するものである。道德風習に反する者は即ち社會の秩序を破るものであつて、假令法網を免るゝことあるも、社會の制裁は決して逃るゝを得ない。加ふるに良心の苛責と、精神の煩悶とは永遠に消え去らないのである。古語にも「爾に出でたるものは爾に反る」と云ふことがある。

言論・信教の自由は帝國憲法に因つて國民に與へられて居るけれども、無論國家・社會等の秩序を害せざる範圍に限られて居るのであるから、之を

言論・信教

尊重すると同時に、決して濫用してはならぬ。言論の社會に及ぼす影響は誠に大である。殊に新聞・雜誌又は書籍等に掲載せられた場合には、其の影響する範圍が非常に廣大であるから、常に注意して、中正穩健で社會を益すべきものでなければ、徒らに發表すべきでない。

宗教上の信仰は、動もすれば人をして過激の言行に出でしむる傾がある。殊に迷信を混じてゐるものに其の傾向が多い。是が爲に、時としては世人に不安を感じしめ、社會の秩序を破るに至ることがある。故に宗教を信ずるに當つては、善く

時代の道德や學術と調和するか否かを考へねばならぬ。又假令之を信じて、之のみを唯一絶對の眞理として、妄りに他の宗教を非難し、現代の道德・風習を賤んで、社會の秩序を無視するやうな事があつてはならぬ。

第五節 公正

公正の意義

公正は又正義とも謂ひ、各自己の分を守つて他に對して不正を爲さず、又他人をして己に不正を爲さしめざることを、換言すれば、自他の權利を尊重して之を擁護することである。

風習の善惡

人の習慣に善惡があつて、善習ある者は幸で、惡習ある者は不幸であるが、社會の風習も、亦同様に考へられる。美風あるは國家の幸で、國運隆昌の一因であるが、惡風は忽ちに民心を毒するもので、國家の不幸である。故に美風は益、之を生長せしめ、惡風は努めて之を刈除せねばならぬ。

風習の改善

風習の發生及經過は前述の如くであるが、當初善良であつたものも、歲月を経る間に社會の進歩に伴はず、時勢の推移に適せざるものを生じ、或は又人間の弱點に因つて惡風を醸し、又は單に流行に依つて惡風の蔓延するやうな事がある。近

時我が國に蔓延せる奢侈逸樂を以て誇とし、投機射倖を以て利を收めんとするが如き風は、堅實なる民心を蠱毒する恐るべき弊風であつて、國家の將來の爲、是非とも改善を要するものである。殊に明治四十一年十月及び大正十二年十一月の前後兩回の聖詔を拜誦せる吾等臣民は深く考へる所がなくてはならぬ。

之を要するに、風習は社會の結合の要素として大いに尊重すべきものなるが、美風と弊風との別に就いては慎重に考慮して、其の時勢に適せざるものと、時弊の大なるものとを打破して、漸次美風

良俗を樹立すべきである。

第八節 禮節

社交の道

吾等は社會の一員として他人と共同生活を爲す者であるから、互に社交上の道義を守らねばならぬ。社交の道は、常に他の人格を尊重して禮節を完うするを第一義とし、更に信義を守り親愛を旨とするを第二義とする。

禮節の必要

禮節は思想、感情を通ずる爲に、人の言語動作を一定の方式に合せしめる風習であつて、相互の感情を和げ、人格を重んじ、秩序を保つ所以で、社會の

存立上最も重要なものである。若し禮節をければ、男女老幼賢愚貴賤貧富の間に何等の秩序なく、又各人相互の共同諧和の生活は得られぬであらう。

禮節は人々の年齢地位身分等に因つて多少の相違あるものである。其の相違に従つて相應の言語動作を爲し各衷心の誠を發表せねばならぬ。若し禮儀が輕きに失すれば傲慢尊大となり、重きに過ぐれば阿諛追従となる。故に禮節には身分に應じて一定の形式を要するのである。

禮節には行住坐臥進退出入から慶弔慰問に至

形式と精神

るまで其の形式が頗る多い。禮式作法と稱するものが是である。元來禮節は他に對する恭敬の念の表出であつて、言語舉動態度等の外形に表はれるものであるから、一つの形式である。少くとも形式を離れては存在する事は出来ない。故に、禮は精神に在つて外形の末節に存するのではな

いと、全く形式を輕んずるのは誤である。然し又、單に外形に止つて内に恭敬の念がなければ、假令坐作進退が法に適へばとて、それは虚禮虚儀に過ぎぬもので偽善に近い。虚禮虚儀に陥るよりは、寧ろ禮に嫻はずとも、心の正しく潔きが好い。

然し眞の禮節には必ず精神と形式とが兼ね備はらねばならぬ。「内に誠あれば外に形はる」と云ふ古語のやうに、恭敬の精神から發して、坐作進退が善く節度に適つて始めて眞に禮節の要を得たるものと謂ふべきである。

禮儀作法と人格

禮儀作法は主として他の人格に對する敬意の發表であるが、他の人格を尊ぶはやがて自己の人格を重んずる所以である。人と應對する時、容儀・服裝を整へ、言語・動作を慎むは對者を尊敬するばかりでなく、又自己の品位を保ち、體面を維持する道である。不作法は他の感情を害すると同時に、

自己の品位を墜し、他の輕侮を招き、延いて自己の人格を低下せしめるものである。故に何人も禮儀作法を辨へねばならぬが、特に師範學校生徒は將來、實際教育者として、兒童・郷黨の尊敬の對象となるべき者であるから、善く之に習熟せねばならぬ。

敬長

尙又吾等は親族・朋友中の長者は勿論、進んで世の徳望・學藝・才能・經歷・門地・年齢等に於て己より優れて居る者を尊敬し、彼等に對しては特に禮節を重んじて敬愛の誠意を失つてはならぬ。老を尊び、長を敬ふは古來我が國の美風である。再び曰

ふ、是亦、自己を尊敬する所以である。

第九節 信義

信義

明治天皇の聖諭に「信とは己が言を踐行ひ、義とは己が分を盡すをいふなり」と仰せられてある通り、誠意から出て、言ふ所と行ふ所とが、必ず思ふ所と一致し、常に己の責任を果すを怠らないのを信義と謂ふのである。若し信義を守らなければ人々は互に信賴することが出来ず、社會は常に疑懼と猜忌に充ち、其の團結も亦鞏固となることが出来まいであらう。

正直

信義を重んずる者は正直である。己を欺かず人を偽らず、言と行とが常に内心と一致して違ふことがない。彼の陽に巧言令色、陰に人を欺くが如きは信義の敵である。古來「武士に二言なし」とか「男子の一言金鐵の如し」などと云つて吾等の祖先は正直を尊び、然諾を重んじたのである。

約束

信義を重んずる者は約束を破つてはならぬ。元來人と事を約すると否とは己の自由であるが、一旦之を約した後は、相互の合意に因つて成つたのであるから、輕々しく己一個の意志を以て之を破棄することは出来ぬ。然るに自己の便宜のみ

契約の心得

を思つて、他人の迷惑を顧みず、恣に約束を破るは人を欺く者であつて、社會の組織を破壊する公敵である。

されば人と約束するに當つては、豫め、其の事の正しきか否か、果して己の力にて履行し得べきか否か、又双方の利害關係は如何などと、善く熟慮せねばならぬ。一時の事情に驅られて、輕率に誓約してはならぬ。古語にも「輕々しく諾するものは必ず信寡し」と云つてある。

解約

若し又一旦約束を結んだ後に、事情の變れる爲に之を果す事が不可能になり、又は其の約束を果

すときは却つて不徳に陥るやうになることを發見した場合には、直ちに其の事情を對者に告げて、約束を履行し得ぬことを明かにし、解約を求めねばならぬ。

「否」の一言

又他人に對する諾否は必ず明瞭にすべきである。「否」と言ふべき時に言ひ得ず、拒絶すべきことを明瞭に拒絶せざる爲、人に迷惑を掛け己の信用を失ふのみでなく、是が爲に直接の損害を被むることも尠くない。故に拒絶すべき場合に「否」と斷言し得る勇氣が必要である。かゝる人こそ、群衆に伍して邪道を行くことを拒み、凡俗と共に濁流

信用

を下ることを却け得る眞の勇者である。熟考の後、約諾したことは必ず之を履行せねばならぬ。千鈞は軽く一諾は重い。些細の利害に従つて背約するが如きは責任を解しない者で、人を賣り己を欺く者と謂はざるを得ない。近時社會の進歩に伴ひ諸種の事業は益、分業的となり、人事關係は愈、複雑となるに隨ひ、相互の信義に倚賴して簡易に事務を處理するやうになつて來た。特に商工業に於ては一人の不信は忽ち累を其の關係する全局面に及ぼす爲、人々の責任を重んじ信用を貴ぶ氣風は次第に強くなりつゝある。實

寛大

に一國實業の盛衰は、其の社會に於ける信用の重んぜられる程度に由つて知られるのである。

第十節 仁 愛

人と交るには互に信義を重んじ、親愛を旨とせねばならぬ。親愛の第一歩は寛大である。人は生まれながらに圓滿な徳性を備へて居る者はない。皆多少の缺點・短所のない者はない。加ふるに天稟と境遇とに因つて人の個性は千差萬別である。故に若し人々が己の缺點を反省し、改善するに努力することなく、又他人の長所・美點を認め

ず、單に其の短所過失のみを摘發して之を咎め、又は我と思想信仰を異にするが爲に他を排斥し、又は濫りに我意を張つて人と論争し、或は瑣々たる事に悪感を抱くに於ては、到底人と相容れ相許して親睦和合する事は出來ない。随つて何事にも紛争の絶える時なく、社會の平和協同は永久に得られないであらう。故に吾等は努めて己の襟度を大にし、人を責むる心を以て己を責め、己を恕する心を以て人を恕し、多少己と異なる者をも包容する覺悟を持たねばならぬ。古語に「河海は細流を擇ばず、故に能く其の深きを致す」とある、味ふべ

同情

き言である。

仁愛の根本は同情である。同情とは己の身を他人の位置に置き、他人の喜憂を以て己の喜憂とすることである。所謂「思ひ遣り」の念が是であつて、己の欲せざる所は之を人に施さず、に始まつて己が爲されようと欲せば先づ之を人に爲すに至らねばならぬ。心に同情があつて外に現はれて親切慈惠の行爲ともなるので、古から仁と曰ひ、恕と曰ひ、惻隱の心と曰つたものは、皆其の端を同情に發するものである。故に聖人は之を以て百徳の本となした。子貢が孔子に「一言にして以て終

博愛

身之を行ふべき者ありや」と問うた所が、孔子は「それ恕か。己の欲せざる所、人に施すこと勿れ」と答へた。

同情の念を擴充すれば、知ると知らざるとに論なく、貧者を憐み、弱者を扶け、不具、癡疾、其の他の薄命不幸の者を慰藉し、救済する慈善、博愛の道となり、人類最高の道義となるのである。

同じ社會に生まれ、同じ自然の恩恵に育ちながら、或者は富貴の家に生まれ、祖先の遺澤に浴して、幸福なる生活をなし、然らざるも、健全なる心身を恵まれて愉快に社會に活動するに反して、或者は

貧に勞れ、或は病に悩み、或は不時の災害に苦しみ、或は孤獨薄命に泣く。幸福なる者が不幸の者に同情し、之を扶けて齊しく此の世の恵に浴せしめようとするは人情の自然であり、又相互扶助の社會生活の本旨に適ふ所である。

博愛・慈善の本義

博愛・慈善は、本忍ぶ能はざる人情の自然より發するものであるから、唯自己の助力に依つて、他人を救済し、社會の災厄を輕減するを得さへすれば、満足すべきである。是に由つて自己の名聲を揚げんとし、若しくは他日の報酬を豫期するが如きは、其の心事が陋劣であり、甚だしい偽善である。

博愛の順序

博愛・慈善を行ふには自ら順序がある。親しきを厚くし疎きを薄くし、迫れるを先にし然らざるを後にする等、必ず其の先後、厚薄の次第を誤らないうやうにせねばならぬ。孟子の「吾が老を老として以て人の老に及ぼす」と云ふのは是である。されど博愛・慈善は又決して之を同胞・國民の間のみ止むべきものでなく、進んで之を人類全體に及ぼし、知ると知らざるとに論なく、他の災厄を滅じ、不幸を救済するに努力せねばならぬ。近時文明諸國に於ては、他國に變災起り救助を要するが如き際には、競つて金品を募り、救助に努める風があ

る。先年我が帝都附近の大震火災の際の如きは其の一例である。

博愛・慈善を行ふ道

博愛・慈善は之を行ふ方法を誤れば、却つて禍害を社會に残すことがある。例へば身體強健なるも、遊惰安逸に流れて家産を破り、金品を乞ふ者に、直ちに之を與ふるが如きは益、其の怠惰を増長せしめるのみである。故に其の事情を詳にして刻下の急を救ふに止らず、當人の自力に頼り、遂に悲境を脱せしめ、再び之に陥らしめざる方法を取るべきである。更に言へば、之を困窮に陥らしめたる後に救ふよりも、それを未然に防ぐを以て上策

とす。例へば感化院を設けて不良少年を救済し、授産場を興して貧民に職業を授けるが如きである。我が國に於ては、古來、一族郷黨相救ふ美風があつた爲、規模大なる慈善的施設の必要は尠かつたのであるが、近時社會の狀態に大なる變動を生じ、生存競争は益、激甚を加へて來た結果として、劣敗窮困者の救済を要することが多くなつた。現に、是が爲、明治天皇の聖慮に因つて成れる恩賜財團濟生會の如きは、宏大な組織を以て貧困患者に醫療・施藥を給して居る。

博愛の情は、更に之を擴充すれば、單に人類同胞

の間のみ止らず、禽獸・蟲魚・花卉・草木から無心の天地萬有にまで、吾等に與へた恩惠を感謝して、悉く之を保護愛重するまでに至らねばならぬ。近時文明諸國の間に起つた動物虐待防止會の如きも、實に此の博愛の精神より生じたものに外ならぬのである。

第十一節 人格

人格の意義

人格は人の人たる所以の資格である。人は自ら自己の心身の諸作用を統一し、且之を自覺する力がある。又常に現在の不完全なる狀態に満足

せずして、より善き状態に達せんとし、理想を定め
て之に向つて奮闘し、絶えず向上發展を圖るもの
である。是、人の他動物と異なる所で、人格の特質
とも謂ふべきものである。

斯く人格ある者は自己の精神身體の諸作用を
統一するものであるから、其の行爲は悉く自己自
身の決定に因るもので、自己の理想の實現に資す
るものであるべきである。随つて人格ある者の
行爲は外部の制裁・權威の壓迫に因つて左右せら
るべきでない。爲すべき事と、爲すべからざる事
との區別は其の理想に係り、其の決定は人格の中

人格ある者の
行爲

に在るのである。爲すべしといふ自覺の下に己
の利害如何に拘らず之を決行する所に眞の道德
的價値が存するのであつて、人格の威嚴も亦實に
此に在るのである。故に私慾に迷つて不正の利
を貪り、誘惑に陥つて節操を枉げ、又は懶惰放縱に
流れるが如きは、皆己の人格の威嚴を損ずるもの
である。昔我が國の武士は其の面目體面を重ん
ずることが極めて篤く、之を傷つけることを無上
の恥辱として、其の爲には死を賭して争つたので
あるが、是武士としての人格の威嚴を自覺せる爲
である。

人格の平等と差別

人格は人の人たる所以のもので、瘋癲・白痴にあらざる限り、人は、男女・地位・職業・貧富の如何に關せず、人格として平等なる待遇を受くべき資格がある。されど人格は、其の發達の程度に従つて、其の内容が千差萬別である。即ち心身の統一も、善く行はれるものもあれば、然らざるものもあり、自覺も其の程度を異にし、理想も其の種類・性質及び實現の程度に於て、それ〴〵異なつて居る。随つて人格は其の價值も同等でない。之を要するに人は人類たる點に於て同一の人格を有するも、其の人格の内容・價值の點に於てはそれ〴〵異なれる

人格の修養

ものである。

前述の如く人格は人により、發達の程度を異にする。小兒は其の人格未だ發達せざるが故に、其の言行は道德上の責任を伴はぬ。成長して漸次、成年に近づくに随つて、人格次第に完成し、其の内容も亦充實して來るのである。無論人格の内容は教育に依り、又自己修養に依り、其の發達に差を來すは言ふ迄もない。天稟には、さしたる差がなくとも、教育と不斷の自己修養に依つて、後年には凡俗と聖賢との懸隔を生ずるに至るのである。即ち吾等は若し不斷の努力を以て、徳性を涵養し、

自己の人格の尊重

鍊磨の功を積むならば、聖賢の域にも達する可能性を有すと謂へる。故に吾等は常に修養を怠らず、自己の人格の向上進歩を圖らねばならぬ。

吾等は社會に於て、地位職業の上にてはそれぞれ、平等の立場に在るものである。故に各自其の地位身分に應ずる禮儀作法を重んじ、常に自ら威儀を保ち、他人に對して卑屈賤陋なる言動を爲すべきではない。「自ら侮り而して後、人之を侮る」と云ふ如く、自ら其の身を卑しめ、私利の爲に妄りに他人に諂ひ、又は故なく憐を他人に乞ふが如きこと

他人の人格の尊重

あらば、終には他人の輕侮嘲弄を招き、其の人格を無視せられるに至るであらう。故に人たる者は常に自己の人格を尊重して、苟くも其の威嚴を傷つけるやうなことがあつてはならぬ。

社會は平等の人格を有する人類の共同生活である。換言すれば社會は人格を以て組織せられて居る。自己の人格の尊重すべきを知るならば、同時に他人の人格をも同様に尊重せねばならぬ。彼此互に人格を敬重して始めて社會の道德が維持せられるものである。他人の人格を尊重する者は、先づ他人の權利を尊重せねばならぬ。人は

法律に觸れず、社會の公益を害せざる限り、思想・言論・信教等の自由を有するのである。故に己と異なる思想・信仰を發表したる者ある時、妄りに之を制止し、又は之を輕侮して攻撃するは他の人格を凌辱するもので、併せて又自己の人格の威嚴を失ふものである。故にかかる場合には特に注意して、感情に趨らぬやうにし、禮儀を守り、冷靜に道理を論究して、君子の争を學ばねばならぬ。

第十二節 名譽

人若し、學識・事業・德行を以て國家・社會を利し、世

名譽

道人心を益するならば、世人は早晩必ず之を認め、自然に尊崇敬慕するものである。斯く其の功勞の當然の報酬として、尊崇敬慕せられるのは、即ち名譽である。故に名譽は人の勤勞・德行或は其の他の功勞に因つて得た無形の財産で、幸福の大要素である。

名譽は社會の信用を受けて萬事を容易く遂行し得る大勢力である。且、人は一代、名は末代の諺の如く、死後も尙世に喧傳せられ、或は又史上に録せられて千載不朽に傳はるものもあり、名譽は實に金銀財寶を以て購ひ得ざる價值を有するもの

である。故に名譽を重んずるは人として當然の事である。職務に忠實なるが爲に勳章を賜り、公衆の爲に盡して褒賞を授けられるのは光榮であり、利器の發明、真理の發見の功を以て社會の稱讚を得るのは名譽である。更に功勞に因つて、位階を賜り、爵位を授けられるのは最も名譽である。

されど、名は實の賓であつて、名譽は人格の反映である。實ありて其の名に伴なひ、人格高くして名譽の伴なひ來るは好い事であるが、若し人格に尊ぶべき價值なく、善行の賞讚すべきものもなく、其の實空しきに唯其の名のみを求めるならば、本

虚名・虚榮

末終始を顛倒せるものであつて、斯くの如きを虚名・虚榮を求めると謂ふのである。名譽は影の如きものである。故らに之を獲ようとすれば却つて消失する。然しながら形あれば影は必ず之に従ふ。若し我に學識の秀でたるものあるか、或は技術の熟達せるものあるか、或は徳行の仰ぐべきものがあるかに因つて、能く其の事業に成功し、或は其の職務を全うし、若くは國家・社會を益するならば、招かずとも名譽は自から至るであらう。されば名譽を求めんと欲するならば、先づ有徳・有用の人となつて、高尚なる人格を養はねばならぬ。

他人の名譽

換言すれば自ら名譽を求むるよりも、寧ろ之を獲べき資格を備へんと努むべきである。徒らに虚名・虚榮を求めるのは自ら罪惡の淵に近づくものである。

吾等は又他人の名譽を尊重せねばならぬ。之を毀損するは輕率なるに因るか、若くは利己又は嫉妬に出づるのである。不確實なる風評に基づいて他人の言行を惡評するは輕率であつて、非常な迷惑を其の人に及ぼすものである。私情に驅られ、嫉み猜みて他人を罵るは不徳である。殊に私利・私慾の爲に他の名譽を傷つけ、信用を害し、其

篤行の表彰

の失敗を悦ぶに至つては惡徳の甚だしいものであつて、法律上の罪も亦免れぬ所である。古語に「人の短を道ふことなかれ、己が長を説くこと無かれ」とある。

之に反して世には往々無名の孝子・貞婦・義僕、隠れたる篤志家・徳行者がある。吾等は努めて其の善を彰はし、當然の名譽を受けしむべきである。其の結果は單に其の人の幸福となるのみでなく、後進を勵まし、世道、人心を益することが大である。孔子も「君子は人の美を成して人の惡を成さず、小人は之に反す」と云つた。

第十三節 職業

職業の意義

人類の文化の未だ發達せざる野蠻時代には、其の生活の物資を得る方法も、其の時々の事情に依り、所謂臨機應變で、一定せる活動には依らなかつたのであるが、漸次に文化進み、社會生活が複雑となるに随つて分業となり、各其の専務とするものを生ずるに至る。職業とは之を謂ふので、人が永續的に取る業務である。

職業の必要

職業は、一面、人の生活の手段であると共に、他面、各個人が社會に貢獻し、人生の目的を實現する方

經濟上の獨立

法である。

人は幼少なる間は他人の助力を籍らねば生活することは出来ぬが、成長して成年の時期に達すれば、社會に出で、經濟的に獨立し、自立自營の道を講ずるが當然である。且經濟上の獨立は、心身上の獨立と相俟つべきもので、共に自己の人格の尊嚴を保つ所以である。

社會組織に參與する道

職業は又、各自が己の長所を發揮し、其の任とする所に務めて、他人と長短相補ひ、社會組織に參與して、國家社會の進歩・繁榮に資する道である。假令幸にして父母・祖先の遺澤に浴し、衣食の爲には

其の身を勞する必要がないとしても、若し徒食して永く安佚を貪るならば、早晚窮乏に陥るを免れない。所謂「坐して食へば山も空し」である。加之、單に物資を消費して何等生産に關與せざるは、國家・社會に對して其の本務を盡さず、人たるの天職を全うせざる者である。否斯くの如き者は路傍に食を乞ふ者と異なる所なしと謂ふも過言ではない。吾等の今日あるは過去・現在の他人の勤勞に基づくものであるから、苟も不具・廢疾にあらざる限りは、貴賤・貧富の別なく一定の職業を求めて、一身一家の獨立を圖り、延いて國家・社會の發達に

職業の分化

貢獻して、共同生活に負ふ所の恩惠に報いねばならぬ。

職業は、人智進歩し社會の組織益複雑となるに伴なつて次第に分化して、今日に於ては其の種類は無數である。産業に關するものもあれば交通に關するものもあり、又學問・藝術に關するものもある、或は又主に精神を勞するものもあれば、専ら身體を役するものもある。更に又一定の俸給を受けて職務に服するものもあれば、然らざるものもあつて實に千差萬別である。而して、正當なる職業として社會に認められる以上は、固より其の

職業に對する
心得

社會に貢獻する程度に因つて社會より重んぜられる度には相違があらうが、大體に於て職業に貴賤の別あるものではない。故に自己の才能境遇をも考慮せず、妄りに高遠なる希望を抱いてはならぬ。又故なく自己の業務を恥づべきでもない。社會の敬重の如何は、人に在つて職業其のものに在るのではない。

職業は其の種類に因り、主として個人の生活に關するものもあれば、又比較的社會の公益に關係することの多いものもある。後者に屬するものに従事する時は、殆ど公人としての覺悟を以て社

職業の選擇
心身の能力

會に奉仕すべきである。又個人の經營する事業にても、社會組織に於て必要缺くべからざるものは、殆ど社會公共の機關の如き觀を呈するものである。要するに職業は自他共存共榮の道であると心得ねばならぬ。

職業の選擇に當つて、第一に注意を要するは、自己の體力及び才能である。人の心身には天賦の相違がある。之に應じて職業を選ばねば一身の爲にも、社會の爲にも不利である。例へば無能の學者となり、官吏となるよりも、熟練の職工として世に立てば、却つて一身を利し社會を益すること

一家の事情

が大である。故に職業を選ぶには自己の心身の能力及び長所に従ふ事が最も肝要である。然しながら、自己一身のみを顧慮して他を顧みないといふのは穩當でない。一家の事情、境遇を考慮し、一家の希望、父老の期待にも副ふべきである。殊に父祖傳來の職業を有する家にては、其の相續人たる者は、なるべく父祖の家業を承繼いで、其の遺志を成すべきである。次ぎに注意すべきは社會の需要である。供給多くして需要少き職業に在つては、非凡の才能を有する者でなければ成功は期し難い。故に職業の選擇に當つては師友先輩

社會の需要

職業に従事する道

の意見を聽き、父兄と熟議せねばならぬ。而して一旦之を決定した上は自己の職業を尊重し、堅忍不拔、飽く迄も成功を期せねばならぬ。忠實、勤勉は成功の鍵である。人は如何に才能ありとも、之をのみ恃み、努力を怠らば決して何事をも爲し得るものでない。志操堅實、氣力旺盛、心身の精力を一事に傾注して、孜孜として倦まざるは成功への道である。勤勞を厭ひ、僥倖を望むは甚だ賤しむべきことであつて、射倖の心一度生ずるや、勤勉努力の氣力は忽ち衰へ、多くは哀むべき失敗に終るのである。

研究

又職業に従事するには、常に思慮を用ひて研究工夫を怠らず、萬事に周到なる注意を拂つて、其の改良發達を圖らねばならぬ。徒らに舊法を墨守するのみで、改良の道を講じなければ、到底時勢の進歩に伴ふことが出来ないうで、競争場裏の失敗者たるを免れないであらう。

競争

競争は進歩の母である。現代は如何なる方面にも競争が行はれて居る。競争に就いて注意すべきは、飽くまで公正を守つて其の職業に従事し、改良進歩を圖つて、社會に貢献し、公明正大に自己の地歩を獲得するといふことである。不正の手

段を弄して迄も他の同業者を排して優勝を競ふが如きは、社會の平和と進歩とを害する者である。之を要するに職業は人が社會の一員としては、自己の長所を發揮して社會に貢献し、且其の社會に負ふ所に酬いる道であり、個人としては、生活を維持し進んで自我を實現する道である。故に吾等は自己に適する職業を選択し、艱苦に屈せず、小成に安んぜず、常に研究を怠らず、改良進歩に心掛け、一意専念其の職に勉め、以て社會の進運に貢献すると共に自己の理想の實現を圖らねばならぬ。

新撰師範學校修身教科書 卷二終

大正十四年十二月十五日 印刷
 大正十四年十二月十八日 訂正再版印刷
 大正十五年三月二十六日 訂正再版發行
 大正十五年三月二十九日 訂正再版發行

卷一	定價	昭和五年臨時定價
卷二	金參拾四錢	金五拾五錢
卷三	金參拾四錢	金五拾五錢
卷四	金參拾六錢	金五拾九錢
卷五	金參拾參錢	金五拾四錢
卷六	金四拾貳錢	金六拾八錢

昭和五年臨時定價 金五拾貳錢 改正定價 金五拾貳錢

不許

複製

新撰師範學校修身教科書

著者

吉田 靜 致

發行者

大葉 久 吉

印刷者

吉田 松 次

東京市日本橋區本銀町三丁目拾四番地
 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

刷印合英秀社

發行所

東京市日本橋區本銀町三丁目
 振替口座東京二八〇番

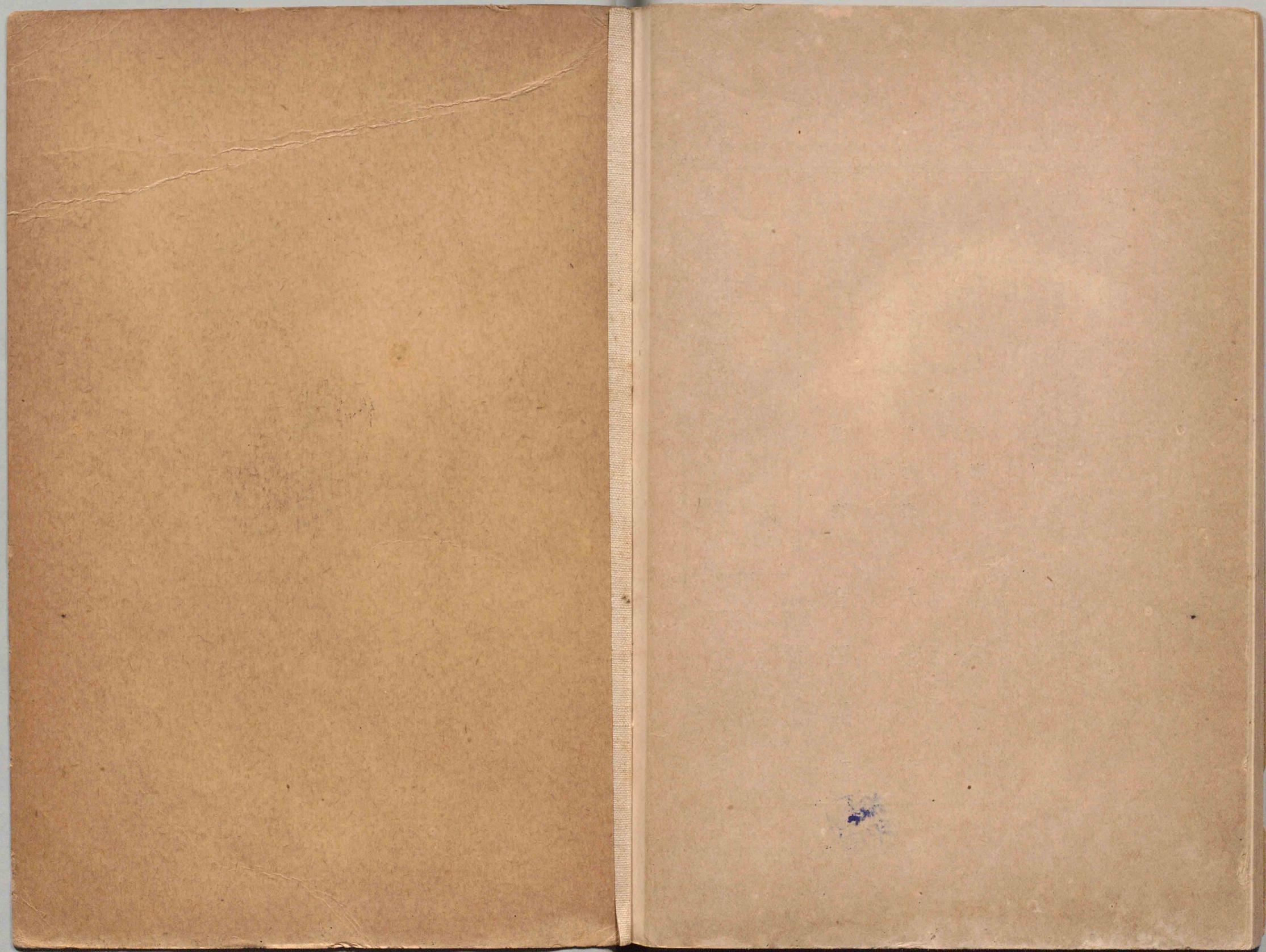
株式會社 寶文館

關西專賣

大阪市西區阿波堀通四丁目
 振替口座大阪四三番

株式會社 大阪寶文館







広島大学図書

2000018050

